（提案の方法等）

第四条　法第四十四条の五第一項の提案は、別記様式第一により行うものとする。

2　代理人によって前項の提案をする場合にあっては、別記様式第一に当該代理人の権限を証する書面を添えて行うものとする。

3　法第四十四条の五第二項第八号の個人情報保護委員会規則で定める事項は、提案に係る独立行政法人等非識別加工情報に関して希望する提供の方法とする。

4　法第四十四条の五第三項の個人情報保護委員会規則で定める書類は、次のとおりとする。

一　提案をする者が個人である場合にあっては、その氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載されている運転免許証、健康保険の被保険者証、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第七項に規定する個人番号カード、出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第十九条の三に規定する在留カード、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）第七条第一項に規定する特別永住者証明書その他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類の写しであって、当該提案をする者が本人であることを確認するに足りるもの

二　提案をする者が法人その他の団体である場合にあっては、その名称及び本店又は主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名と同一の名称及び本店又は主たる事務所の所在地並びに氏名が記載されている登記事項証明書又は印鑑登録証明書で提案の日前六月以内に作成されたものその他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であって、その者が本人であることを確認するに足りるもの

三　提案をする者がやむを得ない事由により前二号に掲げる書類を添付できない場合にあっては、当該提案をする者が本人であることを確認するため独立行政法人等が適当と認める書類

四　前各号に掲げる書類のほか、独立行政法人等が必要と認める書類

5　前項の規定は、代理人によって第四条第一項の提案をする場合に準用する。この場合において、前項第一号から第三号までの規定中「提案をする者」とあるのは「代理人」と読み替えるものとする。

6　法第四十四条の五第三項第一号の書面は、別記様式第二（法第四十四条の十二第二項で準用する場合を含む。）によるものとする。

7　独立行政法人等は、法第四十四条の五第二項の規定により提出された書面又は同条第三項の規定により添付された書類に不備があり、又はこれらに記載すべき事項の記載が不十分であると認めるときは、同条第一項の提案をした者又は代理人に対して、説明を求め、又は当該書面若しくは書類の訂正を求めることができる。

（提案に係る独立行政法人等非識別加工情報の本人の数）

第五条　法第四十四条の七第一項第二号の個人情報保護委員会規則で定める数は、千人とする。

（提案に係る独立行政法人等非識別加工情報を事業の用に供する期間）

第六条　法第四十四条の七第一項第五号の個人情報保護委員会規則で定める期間は、法第四十四条の五第二項第五号の事業並びに同号の提案に係る独立行政法人等非識別加工情報の利用の目的及び方法からみて必要な期間とする。

（提案に係るその他審査の基準）

第七条　法第四十四条の七第一項第七号の個人情報保護委員会規則で定める基準は、独立行政法人等が提案に係る独立行政法人等非識別加工情報を作成する場合に当該独立行政法人等の事務の遂行に著しい支障を及ぼさないものであることとする。

（審査した結果の通知方法及び通知事項）

第八条　法第四十四条の七第二項による通知は、次に掲げる書類を添えて別記様式第三の通知書により行うものとする。

一　別記様式第四（法第四十四条の十二第二項で準用する場合を含む。）により作成した法第四十四条の九の規定による独立行政法人等非識別加工情報の利用に関する契約の締結の申込みに関する書類

二　前号の契約の締結に関する書類

2　法第四十四条の七第二項第二号の個人情報保護委員会規則で定める事項は、次のとおりとする。

一　納付すべき手数料の額

二　手数料の納付方法

三　手数料の納付期限

四　独立行政法人等非識別加工情報の提供の方法

3　法第四十四条の七第三項による通知は、別記様式第五の通知書により行うものとする。

（独立行政法人等非識別加工情報の利用に関する契約の締結）

第九条　法第四十四条の九の規定による独立行政法人等非識別加工情報の利用に関する契約の締結は、前条第一項の書類を提出することにより行うものとする。

（独立行政法人等非識別加工情報の作成の方法に関する基準）

第十条　法第四十四条の十第一項の個人情報保護委員会規則で定める基準は、次のとおりとする。

一　保有個人情報に含まれる特定の個人を識別することができる記述等の全部又は一部を削除すること（当該全部又は一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）

二　保有個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること（当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）

三　保有個人情報と当該保有個人情報に措置を講じて得られる情報とを連結する符号（現に独立行政法人等において取り扱う情報を相互に連結する符号に限る。）を削除すること（当該符号を復元することのできる規則性を有しない方法により当該保有個人情報と当該保有個人情報に措置を講じて得られる情報を連結することができない符号に置き換えることを含む。）

四　特異な記述等を削除すること（当該特異な記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）

五　前各号に掲げる措置のほか、保有個人情報に含まれる記述等と当該保有個人情報を含む個人情報ファイルを構成する他の保有個人情報に含まれる記述等との差異その他の当該個人情報ファイルの性質を勘案し、その結果を踏まえて適切な措置を講ずること

（独立行政法人等非識別加工情報ファイル簿に記載する事項）

第十一条　法第四十四条の十一第一号の個人情報保護委員会規則で定める事項は、独立行政法人等非識別加工情報の本人の数及び独立行政法人等非識別加工情報に含まれる情報の項目とする。

（準用）

第十二条　第四条（同条第六項を除く。）、第六条、第八条（同条第一項第一号を除く。）及び第九条までの規定は、法第四十四条の十二第一項の提案をする場合について準用する。この場合において、第四条第一項及び第二項中「別記様式第一」とあるのは「別記様式第六」と、第八条第一項中「別記様式第三」とあるのは「別記様式第七」と、第八条第三項中「別記様式第五」とあるのは「別記様式第八」と読み替えるものとする。

（独立行政法人等非識別加工情報等の安全確保の措置の基準）

第十三条　法第四十四条の十五第一項の個人情報保護委員会規則で定める基準は、次のとおりとする。

一　独立行政法人等非識別加工情報等を取り扱う者の権限及び責任を明確に定めること

二　独立行政法人等非識別加工情報等の取扱いに関する規程類を整備し、当該規程類に従って独立行政法人等非識別加工情報等を適切に取り扱うとともに、その取扱いの状況について評価を行い、その結果に基づき改善を図るために必要な措置を講ずること

三　独立行政法人等非識別加工情報等を取り扱う正当な権限を有しない者による独立行政法人等非識別加工情報等の取扱いを防止するために必要かつ適切な措置を講ずること